

親との関係を妨げられたことを理由とする 成年に達した子からの損害賠償請求

——『民事責任法と家族』¹⁾の一つの補遺——

白 石 友 行

はじめに

I. 権利または法律上保護される利益の捉え方

1. 親との親密な関わりの中で生きる子の人格権および人格的利益
2. 従前の判例が基礎に据えている考え方の定式化
3. 家族のメンバーとの親密な関わりの中で生きる個人の人格権および人格的利益の重要性
4. 成年に達した子に認められる権利または法律上保護される利益

II. 責任原因行為と権利または法律上保護される利益の侵害との間の因果関係の捉え方

1. 責任原因行為と権利または法律上保護される利益の侵害との間の法的な因果関係の存在
2. 責任原因行為と関係的な人格権および人格的利益の侵害との間の法的な因果関係の存在
3. 例外的に法的な因果関係が認められる場面の拡大
4. 責任原因行為と成年に達した子に認められる権利または法律上保護される利益の侵害との間の法的な因果関係の存在

おわりに

はじめに

成年に達した子は、その親の一方が婚姻またはパートナーの関係にある他方以外の第三者と親密な関係を築き同棲するなどしたときに、当該第三者に対して損害賠償を請求することはできるか。また、仮にこの問いが肯定されることがあるとして、この請求が認められるのは、どのような場合であり、どのような理由に基づいているのか。これらが、本稿で検討の対象とする問題である。

1) 拙稿『民事責任法と家族』（信山社・2022年）。

これらの問題は、素材とすべき裁判例が乏しく、また、おそらく、判例において同様の場面で未成年の子からの損害賠償請求が認められていない以上、成年に達した子からの損害賠償請求が認められることはないという認識が支配的であったこともあって、これまでほとんど論じられることはなかった。しかし、これらの問題では、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした第三者に対する未成年の子からの損害賠償請求や、パートナーの一方と不貞行為に及ぶなどした第三者に対する他方からの損害賠償請求のみならず、より広く、ある者が家族と関わりを持つ形で有している権利または利益を侵害されたときにその者はこのこととの関連で損害賠償を請求することはできるのかという「家族に関わる保護」が問われる場面、更には、「民事責任法と家族」全般においても問われうる法的課題がより前面に出る形で現れているため、これらの問題を丁寧に検討することにより、「家族に関わる保護」や「民事責任法と家族」の場面における従前の議論および判例や裁判例に含まれる様々な問題点はもちろん、これらの場面で基礎に据えられるべき基本的な考え方が明確に浮かび上がってくる。その意味で、これらの問題の検討は、これまでほとんど論じられてこなかった問いに取り組むという意味を持つほか、『民事責任法と家族』の中で「家族に関わる保護」の基礎として示した考え方を補強するための一つの重要な補遺にもなると考えられる²⁾。以下で、本稿の問題関心を簡単に提示する。

本稿で検討の対象とする場面で成年に達した子からの損害賠償請求が認められるためには、成年に達した子に何らかの権利または法律上保護される利益の侵害が存在したこと、および、第三者の責任原因行為と成年に達した子の権利または法律上保護される利益の侵害との間に法的な因果関係が存在したことが必要となる。そして、これらの点を明らかにするためには、成年に達した子が当該第三者と不貞行為に及び同棲するなどした親との関係でどのような権利または法律上保護される利益を有していたのか、また、その権利または法律上保

2) 「家族に関わる保護」および「民事責任法と家族」については、拙稿・前掲注(1)を参照。拙稿・前掲注(1)113頁以下は、本稿で検討の対象とする問題について、それ自体としてはほとんど言及していない。

護される利益が当該第三者の責任原因行為により侵害されたといえるのかを丁寧に解明しなければならない。本稿で検討の対象とする問題を扱った従前の裁判例においては、いずれの問いについても、否定的な結論は示されているものの、それらで示された各問いに関する理解の仕方は、十分に説得的なものとはいえない。

一方で、成年に達した子に権利または法律上保護される利益の侵害は存在しないという理解についてみると、従前の裁判例では、子が成年に達しているという一事をもって、上記の結論が導かれている。例えば、ある裁判例（以下「裁判例①」とする。）は、A に対し貸付をしていた X が、A の死後に、その相続人で A の妻である Y1 および A と Y1 との間の子である Y2 から Y6 までに対して、貸金返還請求をしたことを受けて、Y らが、X は A と親密な関係を持ち 7 年にわたって同棲していたこと、従って、Y らは X に対して損害賠償債権を有することなどを理由に、相殺の抗弁を主張した事案で、Y1 および A が X との同棲を始めた当時に未成年であった Y2 から Y4 までとの関係では、上記の抗弁を容れたのに対し、その当時すでに成年に達していた Y5 および Y6 との関係では、Y5 および Y6 は「X が A と同棲を始めた昭和 54 年ころ既に成人に達していたものであり（Y6 については、仮に正確には満 20 才に達していなかったとしても、ほぼ成人に近いものである。）、このように、成人した子については、未成年の子の場合と異なり、その親との親族共同生活によって得られる精神的平和、幸福感その他の愛情利益をもって法の保護に値する人格的利益とまでは未だ認められない」として、その抗弁を排斥している³⁾。

また、別の裁判例（以下「裁判例②」とする。）は、昭和 45 年 5 月に生まれ平成 6 年に至るまで父 Y1 および母 A と同居していた子 X が、Y1 およびその不貞行為の相手方 Y2 に対して損害賠償の支払等を求めた事案で、Y1 が Y2 とともに外国に行った際には、X は自ら当該国に出向いて Y1 に A のもとへ戻るよう懇願したが、Y1 はこれを拒んだこと、それにもかかわらず、結局 Y1 は帰国

3) 京都地判昭和 62 年 9 月 30 日判時 1275 号 107 頁。

してY2との同棲を続けていることなどからすると、「Xは、Y1とY2の出国およびその後の同棲により、大きな心理的衝撃を受け、残されたAを支援すべき物心両面における負担を課せられたことは、十分に理解し得るところではある。しかしながら、Xは、平成6年当時、すでに成人に達しており、Y1の監護、教育が不可欠な状態を脱していたのであって、Y1とY2の失踪およびその後の不貞行為は、Aとの関係で不法行為となるとしても、Xに対する関係では、不法行為を構成しない」と判示している。また、裁判例②は、これに続けて、「Xに、平成6年当時、Y1との間で平穏な同居生活を続け、父娘の良好な関係を保つことについての事実上の利益があったとしても、これが法律上保護されるべき利益であるとまではいえない」としている⁴⁾。

更に、また別の裁判例（以下「裁判例③」とする。）は、すでに成年に達していたXがその母であるAと不貞行為に及び同棲するに至ったYに対して損害賠償の支払等を求めた事案で、以下のように判示して、Xの請求を棄却している。「未成年の子は、親との間に家族共同体を構成し、親とともに生活することによって、親から愛情を注がれ、監護、教育を受けられるという一定の身分上の権利又は親族としての権利を取得しているということができ、このような権利は、民法上、親権者による子に対する監護及び教育の権利義務（民法820条）として規定されているところである。そして、未成年の子が両親とともに共同生活を送ることによって享受することのできる親からの愛情、親子の共同生活が生み出すところの家庭的生活利益（中略）は、未成年の子の人格形成に強く影響を与えるものであって、その保護の必要性は高いものといえる」。「これに対し、成人の子については、現在の我が国において、成人の子が、親との間に家族共同体を構成し、親とともに生活することが一般的であるとはいえないし、民法上も、親が、直系血族として子を扶養する義務（同法877条）

4) 東京地判平成14年7月19日平10（ワ）4794号。この事件では、Aも、Y1に対して、Y1の債務を立替払いしたとして、事務管理に基づき立替金返還請求等をし、また、Y1およびY2に対して、不貞行為等を理由に不法行為による損害賠償請求等をしている。裁判例②は、Aからの請求については、一部認容している。

を負うことがあるものの、親による成人の子に対する監護及び教育の権利義務はない。確かに、成人したからといって、未成年の子と同様の家庭的な生活利益の重要性が直ちに失われるものではないが、成人の子については、人格形成が一応完了したと考えられ、上記利益の法律上の保護の必要性は、相対的に低いものとならざるを得ない。また、上記利益が法律上保護される利益であると解する場合、親が、成人した子に対して愛情を与えなくなったり、子と共同生活を送らなくなったりしたとき（その原因は不貞行為に限らない。）、親は、成人した子の上記利益を侵害したものとして損害賠償責任を負い得ることとなるが、親がそのような法律上の責任を負うべきであると解することが、現在の社会通念に合致するとはいえない」。「なお、親が成人した子に対して具体的な扶養義務を負っている場合、これをもって法律上保護される利益と解する余地があるが」、本件では、そのような事情は存在しない⁵⁾。

ところで、本稿で検討の対象とする問題は、カップルの一方が不貞行為等をした場合に、他方やその未成年の子はその不貞行為の相手方に対して損害賠償を請求することができるのかという問題、ある家族に属していた死者との関わりが何らかの形で害された場合に、その家族に属する生存者はこれを害した者に対して損害賠償を請求することができるのかという問題、更に、同じ家族のメンバーとして生まれてくるはずの子が生まれてこなかったこと、同じ家族のメンバーとして生まれてきた子が望まない形で生まれてきたこと、または、障害を持って生まれてきたことなどを理由に、その家族のメンバーは損害賠償を請求することができるのかという問題等と並んで、ある者が家族と関わりを持つ形で有している権利または利益を侵害されたときに、その者は、このこととの関連で損害賠償を請求することはできるのかという、「家族に関わる保護」の問題の一つとして位置付けられる。そして、これらの各場面で損害賠償を請求する主体について措定されうる権利または法律上保護される利益の内容の捉え方、すなわち、「家族に関わる保護」の基礎については、身分または地位そ

5) 名古屋地判令和4年7月6日令3(ワ)4465号。

れ自体の保護や身分または地位から生ずる個別的な権利や利益の保護の問題として位置付ける構想、家族との関わりの中で生きる個人の人格的な権利や利益の保護の問題として位置付ける構想等が存在する⁶⁾。これらの諸構想を用いて従前の裁判例で示された理解の仕方を捉えたと、そこでは、成年に達した子には親との関係で子という身分から生ずる権利や利益は存在しないという理由で、前者の構想に基づく権利または法律上保護される利益が否定され、また、成年に達した子には家族との関わりの中で形成した人格の保護の必要性が認められないという理由で、後者の構想に基づく権利または法律上保護される利益が否定されていることが分かる。しかし、成年に達した子について前者の構想に基づく権利または法律上保護される利益は認められないという点に異論はないとしても、子は成年に達していたとしてもその親と親密な関係をともに過ごすなどして当該親との間で自己の人格の実現および展開に必要不可欠な関係を築くことがありうる以上、成年に達しているという一事をもって後者の構想に基づく権利または法律上保護される利益の存在を一律に否定することには、問題がある。

他方で、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした第三者の責任原因行為と成年に達した子の権利または法律上保護される利益の侵害との間に法的な因果関係は存在しないという理解についてみると、従前の裁判例では、未成年の子が父（または母）と不貞行為に及び同棲するなどした相手方に対して損害賠償を請求した事案で、未成年の子を持つ男性（または女性）と不貞行為に及んだ女性（または男性）がこの男性（または女性）と同棲するに至った結果、その子が日常生活において父（または母）から愛情を注がれ、その監護、教育を受けることができなくなったとしても、そのことと当該女性（または当該男性）の行為との間に相当因果関係はないため、当該女性（または当該男性）が害意をもって父（または母）の子に対する監護等を積極的に阻止するなどの特段の事情がない限り不法行為は成立しないと判示した判例の理解⁷⁾が、ほぼそのま

6) 以上の点について、拙稿・前掲注(1)113頁以下。

ま適用され、上記の結論が導かれている。例えば、裁判例③は、「成人の子の上記利益が、法律上保護される利益であり、それが侵害されたと解するにしても、母親が、その成人の子に対して愛情を注ぎ、家庭的生活利益を享受させることは、他の男性と同棲するかどうかにかかわらず、母親自らの意思によって行うことができるから、その男性の行為との間に相当因果関係があるというためには、その男性が害意をもって母親の子に対する上記利益の享受等を積極的に阻止するなどの特段の事情が必要であると解すべきである（昭和54年最判参照）」としたうえで、「Yが、Aに対し、有形力を行使して拘束するなど、AのXに対する上記利益の享受等を積極的に阻止する行為をしたことを認める証拠はなく、むしろ（中略）、Aが、X宅を出た翌日（中略）に、Aの姉夫婦、B（Aの夫—筆者注。）、Aの4名で、AとBの関係に関して再度の話し合いの場を設けることなどが話し合われたと認められ、これによれば、Aは、自らの判断で、Xらとの関係を考えた上で、Yとの同棲を継続していることが窺われ」、更に、「Xは、Yが、Aとの間で、1年8か月もの間、不貞関係を継続し、令和2年7月頃にはアパートを契約して、計画的にAとの同居を開始していること、YとAの同棲の場所が、X宅の生活圏内に存在していることから、上記特段の事情があると主張するが、これらの事情が存在したとしても、Aが、自らの意思によってXに愛情を注ぎ、家庭的生活利益を享受させることを行い得なくなるわけではないから、上記特段の事情に該当するということとはできない」と判示している。

しかし、判例が未成年の子からの損害賠償請求との関連で示した相当因果関係の判断の仕方を、現時点において成年に達した子からの損害賠償請求が問題となる場面にも無条件で妥当させてよいかについては、慎重な検討が求められる。というのは、判例が示した相当因果関係の不存在という一般論それ自体には、前提としているはずの因果関係の捉え方との関係で整合性が欠けているのではないかという疑問が生ずるほか、仮に上記の一般論を受け入れるとしても、

7) 最判昭和54年3月30日民集33巻2号303頁、最判昭和54年3月30日判時922号8頁等。

これをあらゆる場面で用いることができるのか、すなわち、前記のとおり、子には親との関係で二つの異なる保護法益が措定されうるところ、上記の一般論を、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした第三者の責任原因行為と子としての身分から生ずる個別的な権利や利益の侵害との間の因果関係の評価に対してのみならず、当該第三者の責任原因行為と父または母との関わりの中で生きる子の人格権または人格的利益の侵害との間の因果関係の評価に対しても用いることができるのか、更に、上記の一般論がいずれの権利または法律上保護される利益の侵害との関連でも妥当すると仮定しても、その論理による限り一定の範囲で法的な因果関係が認められるべき場面が存在するはずであるが、それは、判例が例示的に説くように、当該第三者が害意をもって父または母の子に対する監護等を積極的に阻止するといった事情が存在する場面に限られないのではないかといった、様々な疑問が浮かび上がってくるからである。

以下では、上記のような問題関心にに基づき、親の一方が婚姻またはパートナーの関係にある他方以外の第三者と親密な関係を築き同棲するなどしたときにその成年に達した子が当該第三者に対して損害賠償を請求することはできるのかという問題に即して、成年に達した子について認められるべき権利または法律上保護される利益の捉え方（Ⅰ）、および、責任原因行為と成年に達した子の権利または法律上保護される利益の侵害との間の因果関係の捉え方（Ⅱ）を検討し、『民事責任法と家族』の一つの補遺とする。

Ⅰ．権利または法律上保護される利益の捉え方

子は、成年に達していたとしても、その親と親密な関係をともに過ごすなどして、当該親との間で自己の人格の実現および発展に必要な不可欠な関係を築いている場合には、当該親との関わりに由来する人格権を有しており、こうした人格権がその子の生にとって持つ重要な意味に鑑みれば、その関係が平穏に維持されることについての人格的利益、言い換えれば、当該親との家族共同生活の平和が維持されることについても人格的な利益を有している。従って、当該親が、第三者と親密な関係を持って同棲し、その子との緊密な生活を解消して、

その関係を断つに至ったときには、当該親との関係で形成されている人格権およびその関係維持についての人格的利益が侵害される。これが、本稿で検討の対象とする問題との関連で、成年に達した子の権利または法律上保護されるべき利益の捉え方として、基礎に据えられるべき基本的な考え方である。

以下では、まず、論旨を見通しやすくするために、上記の基本的な考え方をより明確に提示したうえで (1)、次に、この基本的な考え方が、ある者が第三者と不貞行為等をした場合にその者の配偶者またはパートナーおよび未成年の子が当該第三者に対して不法行為による損害賠償を請求する場面に関する従前の判例の立場から導かれること (2)、また、家族のメンバーとの親密な関わりが妨げられたことを理由とする不法行為による損害賠償請求が問題となる場面でも広くみられ、かつ、現代における個人とその家族のメンバーとの関係を適切に反映したものであること、その結果、この基本的な考え方が基礎に据えられるべきこと指摘して (3)、最後に、これらの検討を踏まえ、本稿で検討の対象とする問題に即して、成年に達した子にも、一定の範囲という限定は付くものの、上記の意味での権利または法律上保護される利益の侵害が認められることを示す (4)。

1. 親との親密な関わりの中で生きる子の人格権および人格的利益

人は、その家族のメンバーと緊密な関係を築き、相互に愛情や支援を受けたり与えたりしながら、自己の人格を形成していくだけでなく、絶えずこれを実現および発展させていくことによって、自己の生を描いていく存在である。そのため、人は、その家族のメンバーとの親密な関係が自己の人格の形成、実現および発展に必要不可欠である場合には、その関わりから愛情や支援を受け自己の人格を形作り自己実現を図るという意味での人格権を有し、また、その関わりが平穏に維持されること、つまり、当該家族のメンバーとの家族共同生活の平和が維持されることについて人格的利益を有する。これらのことは、人が成年に達しているかどうかにかかわらず、妥当する。家族のメンバーとの関わりは、未成年者にとっては、その人格の形成に資するものであるが、成年者に

とって、その人格の実現および発展のために重要な意味を持つからである。人は、成年に達した後であっても、その家族のメンバーとの関わりを通じて、自己の生を構築していく。従って、その関係の親密さによっては、例えば、成年に達した子が親との関わりの中で、親が子との関わりの中で、更に、祖父母が孫との関わりの中で、上記のような意味での人格権および人格的利益を持つことは十分にありうる。そして、こうした人格権および人格的利益は、例えば、親や子等のように、当該家族のメンバーとの間における特定の法定的な身分に由来するものではなく、また、例えば、監護および教育や扶養等のように、当該家族のメンバーとの間における特定の法定的な身分から生ずる個別的な権利または利益でもなく、当該関係の親密さに由来し、特定の身分の有無からは切り離された人的な権利または利益である。

以上の理解によれば、成年に達した子が、その親と緊密な生活をともに過ごすなどして、当該親との間で自己の人格の実現および発展に必要な不可欠な関係を築いている場合において、当該親が、第三者と親密な関係を持って同棲し、その子との緊密な生活を解消して、その関係を断つに至ったときには、その子は、たとえ成年に達しているため当該親との関係で子という身分に由来する何らかの権利や利益を有していないとしても、当該親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益を侵害される。

2. 従前の判例が基礎に据えている考え方の定式化⁸⁾

1で示した権利または法律上保護される利益の捉え方は、単なる学理的な提案にとどまるのではなく、ある者が第三者と不貞行為等をした場合にその者の配偶者またはパートナーおよび未成年の子が当該第三者に対して不法行為による損害賠償を請求する場面に関する従前の判例の中に存在した考え方を、よ

8) 以下の点について、拙稿・前掲注(1)187頁以下も参照。

り明確な形で定式化したものにはかならない。

まず、配偶者またはパートナーからの損害賠償請求が問題となった場面についてみると⁹⁾、大審院時代の判例では、夫は妻に対して貞操を守らせる権利を持つため、妻と不貞行為に及んだ者は、この夫権を侵害したことを理由に夫に対して損害賠償の支払を義務付けられた¹⁰⁾。その後の判例は、権利または法律上保護される利益の捉え方については、上記の理解をより現代的な装いのもとで基本的には承継し、夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は、故意または過失がある限り、右配偶者を誘惑するなどして肉体関係を持つに至せたかどうか、両名の関係が自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず、他方配偶者の夫または妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、不法行為が成立するとした¹¹⁾。もっとも、その後の判例は、上記の理解とは異なる形で権利または法律上保護される利益を捉えている。これによれば、夫婦の一方と第三者が肉体関係を持った場合において、婚姻関係がその当時すでに破綻していたときは、婚姻共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益の侵害は存在しないため、特段の事情がない限り、不法行為は成立しない¹²⁾。これらの判例では、配偶者やパートナーの権利または法律上保護される利益として、それぞれ、夫権（または妻権）、夫または妻としての権利、および、婚姻共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益が措定されている。

9) 現在の法状況において、内縁は婚姻に準ずる関係として位置付けられており（最判昭和33年4月11日民集12巻5号789頁等。）、内縁のパートナーの一方が他方と不貞行為に及んだ者に対して損害賠償を請求する場面で適用される規律は、夫婦の一方が他方と不貞行為に及んだ者に対して損害賠償を請求する場面で適用される規律と基本的に同じである（宇都宮地真岡支判令和1年9月18日判時2473号51頁等を参照。）。そのため、本文では、配偶者またはパートナーからの損害賠償請求という表現が用いられている。なお、判例および裁判例が前提とするアプローチの仕方の問題について、拙稿・前掲注(1)を参照。

10) 大判明治36年10月1日刑録9輯1425頁、大判明治40年5月28日刑録13輯500頁、大判明治41年3月30日刑録14輯331頁等。

11) 最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」。

12) 最判平成8年3月26日民集50巻4号993頁。

大審院時代の判例で使われていた夫権（または妻権）とその後の判例で用いられていた夫または妻としての権利とに違いがあるかどうか¹³⁾、また、不貞行為によって生じた損害の賠償を認めた諸判例の関係をどのように理解するかについては¹⁴⁾、議論があるものの、措定されている権利または法律上保護される利益の中身に着目すると、この場面に関する判例においては、少なくとも大枠としてみれば、夫権（または妻権）や夫または妻としての権利のように、夫や妻といった身分それ自体に着目して権利または法律上保護される利益の内容を捉えていく発想から、婚姻共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益のように、身分というよりも夫婦相互の実質的な関係に焦点を当てて権利または法律上保護される利益の内容を捉えていく発想への移行が看取される。このことは、最近の判例で、夫婦の一方と不貞行為に及んだ第三者は、これにより当該夫婦の婚姻関係が破綻して離婚するに至ったとしても、特段の事情がある場合を除き、当該夫婦の他方に対して、離婚させたことを理由とする不法行為責任を負うことはないとされていること¹⁵⁾、従って、この判例では、夫または妻といった身分それ自体に着目した権利または法律上保護される利益の侵害は問題となっていないことから、裏付けられる。そして、現代において、婚姻またはカップルの関係は、それ自体として保護されるべき存在であるというよりも、個人の善き生や個人の幸福を実現するための仕組みとして捉えられていることを踏まえると、後者の発想は、婚姻共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益を守ることを通じて、夫婦またはカップルの一方が他方との関わりの中で形成していた人格の保護を図ろうとする理解の

13) 夫または妻としての権利は、夫権（または妻権）と比べて、配偶者である夫または妻の精神的平和等も含む点においてやや幅の広い概念であるとされるが（榎本恭博「判解」最判解民昭和54年度176頁。）、そもそも夫権（または妻権）という概念が必ずしも明確でなかった以上、このような評価が適切かどうかには疑問もある。

14) 事実関係の相違に着目すれば、最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」と最判平成8年3月26日・前掲注(12)とを矛盾なく読むことは可能であるが（田中豊「判解」最判解民平成8年度（上）248頁。）、措定されている権利または法律上保護される利益の捉え方という観点からみると、二つの判例の考え方には大きな違いがある。

仕方として、位置付けられる。

次に、未成年の子からの損害賠償請求が問題となった場面についてみると、判例は、未成年の子を持つ男性（または女性）と不貞行為に及んだ女性（または男性）がこの男性（または女性）と同棲するに至った結果、その子が日常生活において父（または母）から愛情を注がれ、その監護、教育を受けることができなくなったとしても、そのことと当該女性（または当該男性）の行為との間に相当因果関係はないため、当該女性（または当該男性）が害意をもって父（または母）の子に対する監護等を積極的に阻止するなどの特段の事情がない限り、不法行為は成立しないとしている¹⁵⁾。この判例は、相当因果関係の不存在を理由に未成年の子からの損害賠償請求を棄却しているため、未成年の子に認められる権利または法律上保護される利益の内容を明確に提示しているわけではない。もっとも、判決文からは、この判例では、未成年の子が父または母から愛情を注がれ、その監護や教育を受けるという意味での権利または法律上保護される利益が措定されていると考えられる。

15) 最判平成31年2月19日民集73巻2号187頁。同判決は、以下のように判示している。「夫婦が離婚するに至るまでの経緯は当該夫婦の諸事情に応じて様ではないが、協議上の離婚と裁判上の離婚のいずれであっても、離婚による婚姻の解消は、本来、当該夫婦の間で決められるべき事柄である」。「したがって、夫婦の一方と不貞行為に及んだ第三者は、これにより当該夫婦の婚姻関係が破綻して離婚するに至ったとしても、当該夫婦の他方に対し、不貞行為を理由とする不法行為責任を負うべき場合があることはともかくとして、直ちに、当該夫婦を離婚させたことを理由とする不法行為責任を負うことはないと解される。第三者がそのことを理由とする不法行為責任を負うのは、当該第三者が、単に夫婦の一方との間で不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情があるときに限られるというべきである」。こうした理解の仕方と従前の判例で示された考え方を接合させれば、夫婦の他方は、一方と不貞行為に及ぶなどした第三者に対し、離婚により夫または妻としての権利を失ったことを理由に損害賠償を請求することはできないが、婚姻共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益を侵害されたことを理由に損害賠償を請求することは妨げられないという基本的な枠組みが浮かび上がる。

16) 最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」、最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「判時」。

このような意味での権利または法律上保護される利益については、配偶者またはパートナーからの損害賠償請求が問題となった場面に関する判例で二つの異なる権利または法律上保護される利益の捉え方が示されていたことを踏まえると、一方では、親から愛情を注がれ監護や教育を受けるという子としての身分に関わる権利または法律上保護される利益として捉えることも、他方では、共同生活を送ることによって享受することができる父や母からの愛情、あるいは、共同生活が生み出すところの家庭的な生活利益といった形で、子としての身分からは切り離された権利または法律上保護される利益として捉えることも可能である。こうした二つの異なる保護法益の捉え方は、少なくともその端緒としては、従前の議論の中だけでなく¹⁷⁾、上記の判例に付された反対意見の中にも看取される¹⁸⁾。この反対意見は、「Yの行為とXらが被った不利益との間に相当因果関係が認められるとすれば、次に検討されなければならないのは、Yの行為によってXらが被った不利益は、はたして不法行為法によって保護されるべき法益となり得るかの問題である」としたうえで、以下のように続けている。「民法820条は、親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うと規定する。右義務及び教育の義務が国家社会に対する義務なのか、子に対する私法上の義務なのか、又はその両方の性質を有するものかは、にわかに決し難いものがあるが、いずれにしても、少なくとも親が故意又は過失によって右義務を懈怠し、その結果、子が不利益を被ったとすれば、親は、子に対して不法行為上の損害賠償義務を負うものというべきであるから、右利益は、不法行為法によって保護されるべき法益となり得ると考えられるのである（㉑―筆者注。）。また、未成年の子が両親とともに共同生活をおくることによって享受することのできる父親からの愛情、父子の共同生活が生み出すところの家庭的生活利益等は、未成年の子の人格形成に強く影響を与えずにはいられないものであり、かつ、人間性の本質に深くかわりあうものであることを考えると、法律は、それらへの侵害に対しては厚い保護の手を差し伸べなければならない、換言すれば、右利益等は、十分に法律の保護に値する法益であるというべきである（㉒―筆者注。）。」。上記の引用部分で、㉑の部分と㉒の部分とが「ま

た」という接続詞で繋がれていること、および、㉔の部分では「右利益」とされているのに対し㉕の部分では「右利益等」とされていることからすると、㉔の部分と㉕の部分とは異なる保護法益が指定されていると考えられる。そうすると、上記の引用部分のうち㉔の部分では、子としての身分に関わる権利または法律上保護される利益が、また、㉕の部分では、子としての身分からは切り離された人格的な権利または法律上保護される利益が、それぞれ示されている

17) これらの二つの異なる保護法益の捉え方は、必ずしも明確な形で定式化されていたわけではないものの、従前の議論の中に看取される。例えば、中川善之助「判批」判評52号(1962年)4頁は、子への身上監護には、生活費を送るという側面に加えて、愛護というべき側面も含まれ、たとえ親の一方が子に生活費を送っていたとしても、子を愛護していなければ、子に対して不法行為責任を負うとしたうえで、親の一方と不貞行為に及び同棲するに至った者も、親の一方との共同不法行為者として、子に対し不法行為責任を負うとする。また、泉久雄「親の不貞行為と子の慰謝料請求」ジュリ694号(1979年)89頁以下は、子が親から監護および教育を受けたとしても、親の一方が他の異性に走って家族的生活が破壊されそのために精神的平和が乱されたとすれば、その精神的苦痛の賠償が認められるべきであるとして、注(16)で引用した判例を批判している。更に、中川淳「家族関係破壊と配偶者・子の慰藉料請求」同『家族法の現代的課題』(世界思想社・1992年)146頁以下〔初出・1979年〕および同「家族にたいする不法行為」同『現代家族法の研究』(京都女子大学・1994年)25頁以下〔初出・1985年〕は、未成年の子は父母の愛情に包まれて家庭において精神的な安定と幸福を享受することができるものであり、このような愛情的利益は家庭における未成年の子を支える精神的支柱であるとしたうえで、未成年の子からの損害賠償請求を否定する見解について、子と親との関係を民法上の扶養の権利義務、身上監護権、財産管理権の総体にすぎないものと解し、愛情的利益という実質を見逃していると批判し、このような愛情的利益も法によって保護されるべき利益であるとする。加えて、小野義美「判批」法政50巻3=4号(1984年)187頁以下は、未成年の子の被侵害利益として、論理的には、親に対して扶養や身上監護を要求しうる権利のほかに、親と子の共同生活から得られる愛情を受ける利益が指定されるとしたうえで、親との共同生活が持つ価値の重大性に鑑み、「共同生活から醸成される、各構成員の精神的平和と幸福感その他相互間の愛情的利益」が重視されるべきであると述べて、未成年者の子の被侵害利益を前者に限定してしまっているとして注(16)で引用した判例を批判している。以上のように、これらの議論においては、子としての身分に関わる権利または利益とは別に(または、これらに代えて)、それとは切り離された保護法益が想定されていることが分かる。

18) 注(16)で引用した二つの判決に付された本林讓裁判官の反対意見。なお、引用部分は、最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」に付された反対意見による。

るとみるべきことになる¹⁹⁾。そして、こうした見方は、判例が前提とする未成年の子の権利または法律上保護される利益の内容をよりよく理解するために、参考にされるべきものである²⁰⁾。

これらの二つの捉え方をより一般化すれば、前者の捉え方に関しては、子の権利または法律上保護される利益として子という身分またはそこから生ずる法定的な権利や利益を措定する考え方として、後者の捉え方に関しては、子の権利または法律上保護される利益として父または母との親密な関わりから愛情や支援を受け人格を形成し自己実現を図るという意味での個人としての人格権およびこうした関係を平穩に維持することに関わる人格的利益を措定する考え方として、それぞれ定式化することができる。加えて、後者の捉え方は、現代において家族のメンバーとの関わりが個人の善き生や幸福を実現するための手段としても捉えられていることを強調し、かつ、この観点からは、配偶者またはパートナーからの損害賠償請求の場面で示されていた婚姻共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益について、「婚姻」共同生活というように限定を付けることなく、より広く、父または（および）母との「家族」共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益として拡張することが適切であることを踏まえると²¹⁾、こうした意味での権利または法律上保護される利益を守ることを通じて、子が父または母との関わりの中で形成していた人格の保護を図ろうとするものとして、位置付けられる²²⁾。なお、配偶者

19) 本文で示したような形で本林譲裁判官の反対意見を読む場合には、注(16)で引用した二つの判決に付された大塚喜一郎裁判官の補足意見で示された本林裁判官の反対意見の読み方、すなわち、「本林裁判官は、子が被る不利益が法の保護に価する法益であるといわれるので、この点について附言すると、右判示は、つまり不法行為における加害者の行為の違法性の問題を指摘したものと解される」という理解の仕方は、十分なものとはいえない。

20) 注(16)で引用した二つの判決に付された本林譲裁判官の反対意見は、法廷意見が相当因果関係を否定したことに向けられたものである。従って、同裁判官の反対意見における権利または法律上保護される利益の捉え方は、法廷意見のそれと異なるものとして提示されているわけではなく、後者を理解するために前者を参考にすることは許される。

またはパートナーからの損害賠償請求が問題となる場面とは異なり、未成年の子からの損害賠償請求が問題となる場面では、これらの二つの権利または法律上保護される利益の捉え方は、いずれか一方のみが基礎に据えられるべきものであるというよりも、重層的な形で意味を持つものであると考えられる²³⁾。未成年の子の福祉および利益の観点からは、未成年の子としての身分に由来する権利または利益と、親との事実上の関係に由来する人格権または人格的利益がともに保護されることが望ましいからである。

以上のように、2で検討の対象とした現在の判例においては、配偶者もしくはパートナーの一方または未成年の子について、(未成年の子としての身分ま

21) 窪田充見『不法行為法(第2版)』(有斐閣・2018年)313頁以下〔初版・2007年〕は、不貞行為をめぐる損害賠償責任が問題となる場面において、保護法益が家庭生活の平和の維持といったものであれば、それは、子についても同様に認めることができるはずであり、従って、父または母が出て行って、別の女性または男性と暮らし、それによって家庭が崩壊してしまったという場合、妻または夫に損害賠償請求権を認めるのであれば、それと同様に子についても損害賠償請求権を認める余地はあるとする。

22) 用いられている表現は様々であり、そのためいくつかの解釈が可能なものではあるが、本文で述べた権利または法律上保護される利益の捉え方は、従前の議論の中にも看取される。注(17)および注(21)で引用した文献のほか、例えば、竜崎喜助「不貞にまつわる慰謝料請求権」判タ414号(1980年)21頁は、子について認められるべき被侵害利益は純粋な意味での家庭平和であり、不貞行為によって従来通りの監護、教育、愛情を受けられなくなり、同棲でもされればその不安は倍加するのが通常であるから、相手方に害意がなくとも子からの慰謝料請求は認められるべきであるとする。また、宗村和広「配偶者の一方と通じた者の他方配偶者および子に対する不法行為責任」信法4号(2004年)153頁以下は、子について認められるべき被侵害利益を「平穏な家庭生活を営むことによって享受してきた精神的利益」というように広く理解すべき旨を説く(もっとも、同論文は、そのうえで、違法性判断に際して親の不倫相手側に子に対する害意が存在したことを要求すべきであるとしており、この点において、問題を含んでいる。)。本文で示した捉え方は、これらの議論で萌芽的に示されていた構想を、現代法における人および家族のあり方を踏まえる形で定式化したものである。

23) 注(16)で引用した二つの判決に付された本林讓裁判官の反対意見も、本文で示した㉑の部分および㉒の部分で、二つの意味での異なる権利または法律上保護される利益の捉え方を示し、それぞれが十分に保護に値する法益であると述べており、当該事案における権利または法律上保護される利益として両者をともに問題にしているようにみえる。

たはそこから生ずる監護や教育を受ける権利もしくは利益に加えて）他方または父もしくは母との親密な関わりから愛情や支援を受け人格を形成し自己実現を図るという意味での人格権およびその関係を平穩に維持することに関する人格的利益としての家族共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益が掲定されている。なお、こうした権利または法律上保護される利益は、これらを持つ者の生き方や人格に関わり、憲法的な価値に基礎を置いた強固な権利または利益であるため、例えば、債権または契約に対する侵害の場面や氏名を正確に呼称される利益の侵害の場面等でみられるように²⁴⁾、行為者側に故意またはそれに準ずる主観的態様がなければ不法行為の成立を認めないという形で、その要保護性を低く見積もることは許されない²⁵⁾。

24) 最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁は、氏名を正確に呼称される利益について、その性質上不法行為法上の利益として必ずしも十分に強固なものとはいえず、他人に不正確な呼称をされたからといって直ちに不法行為が成立するというべきではなく、むしろ、氏名に社会的機能があることを考慮すれば、氏名を不正確に呼称した行為であっても、当該個人の明示的な意思に反してことさらに不正確な呼称をしたとか、害意をもって不正確な呼称をしたなどの事情がない限り、容認されるとしている。ところで、親との親密な関わりから愛情や支援を受け人格を形成し自己実現を図るという意味での人格権およびその関係を平穩に維持することに関する人格的利益としての家族共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益は、憲法的な価値に基礎を置く強固な権利であり、また、氏名のように社会的側面を持たない。従って、これらの権利または法律上保護される利益の侵害との関連で不法行為の成立要件を加重することは、そのように理解する理論的な前提を欠くものである。

25) 榎本・前掲注(13)180頁以下の指摘を参照。同解説は、以下のように述べている。最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」のように相当因果関係の有無ではなく、違法性が強度である場合に限って不法行為の成立を認めるという構成も考えられないわけではない。こうした構成の背後には、本件のような被侵害法益が通常不法行為が成立する場合のそれと比べて、法律上の要保護性が低いという思想があるのではないと思われる。しかし、本林讓裁判官の反対意見もいうように、未成年の子が両親とともに共同生活を送ることによって享受することのできる父親からの愛情、父子の共同生活が生み出すところの家庭的生活利益等は、未成年の子の人格形成に強く影響を与えずにはいられないものであり、かつ、人間性の本質に深くかかわりあうものであることを思うと、本件のような被侵害利益について法律上の要保護性が低いということではできないのではないかと。

ところで、こうした権利または法律上保護される利益は、その父または母との親密さの程度によっては、成年に達した子についても認められる。確かに、成年に達した子は、父または母との関係で、場合によっては一定の範囲で扶養に関する権利や利益を認められることはあるにしても、監護や教育を受ける権利または利益を有しておらず、この点において、成年に達した子につき、子としての身分またはそこから生ずる個別的な権利や利益を想定することはできない。しかし、成年に達した子も、父または母との間の親密な関係を通じて自己の人格を実現し発展させていくことがありうる以上、この場合には、成年に達した子に、当該父または母との親密な関わりの中で人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権やその関係を平穩に維持することに関わる人格的利益が認められなければならない。そして、成年に達した子について措定されるべき上記のような権利または法律上保護されるべき利益の捉え方は、2で検討の対象とした判例で示された基本的な考え方の枠内に位置付けられ、そこから論理的に導かれるものである。

3. 家族のメンバーとの親密な関わりの中で生きる個人の人格権または人格的利益の重要性²⁶⁾

1で示した権利または法律上保護される利益の捉え方は、2で検討の対象とした判例のみならず、家族のメンバーとの親密な関わりが妨げられたことを理由とする不法行為による損害賠償請求が問題となる様々な場面に関する判例および裁判例の中にも看取される。

例えば、死者の名誉やプライバシーとされるものが侵害されたことを理由に当該死者の家族のメンバーであった者がこれを侵害した者に対して損害賠償を請求する場面において、多くの裁判例は、家族のメンバーが当該死者に対して抱いている敬愛追慕の情の侵害を問題にしている²⁷⁾。敬愛追慕の情は、ある他者に対して尊敬や親しみを持ったり、懐かしんだりすることを意味するため、

26) 以下の点について、拙稿・前掲注(1)77頁以下、187頁以下も参照。

これを遺族側の権利または法律上保護される利益として捉え直せば、単なる主観的感情などではなく、ある者が死者との間で形成していた親密な関係に由来する個人の人格的な権利または利益として位置付けられる。

また、判例は、ある者が他者による何らかの責任原因行為により死亡した場合に、民法711条で列挙されている者以外の者についても同条の類推適用に基づく慰謝料請求を認めており²⁸⁾、その際、多くの裁判例は、直接被害者との間で特定の身分を持つ者からの請求につき、当該身分が存在することだけを理由として一律に認容したり棄却したりするのではなく、直接被害者とその各家族のメンバーとの間の実質的な関係の濃度を慎重に評価して個別に慰謝料請求の可否を決している²⁹⁾。更に、判例は、ある者が他者による何らかの責任原因行為により負傷した場合において、その者の一定の家族のメンバーに、直接被害者が「死亡したときにも比肩しうべき精神上の苦痛」が生じたと認められるとき、あるいは、「被害者が生命を害された場合にも比肩すべき、または右場合に比して著しく劣らない程度の精神上の苦痛」が生じたと認められるときであれば、当該家族のメンバーからの慰謝料請求が認められるとしている³⁰⁾。これらの解釈および帰結は³¹⁾、直接被害者の各家族のメンバーに、身分それ自体またはそこから生ずる個別的な権利や利益の侵害があったかどうかではなく、直接被害者との間で築いていた自己の人格の実現および発展に必要な実質的な関係が阻害されたかどうか、従って、直接被害者との関わりに由来する人格

27) 東京地判昭和52年7月19日高民集32巻1号40頁、東京高判昭和54年3月14日高民集32巻1号33頁、大阪地判支判昭和58年3月23日判時1071号33頁、東京地判昭和58年5月26日判時1094号78頁（ただし、結論として請求は棄却されている。）、大阪地判平成1年12月27日判時1341号53頁、松山地判平成22年4月14日判時2080号63頁、東京地判平成23年6月15日判時2123号47頁等。

28) 最判昭和49年12月17日民集28巻10号2040頁等。

29) 安藤一郎「近親者の損害賠償請求権」塩崎勉編『交通損害賠償の諸問題』（判例タイムズ社・1999年）393頁以下〔初出・1987年〕等。このことは、例えば、ある者が他者による何らかの責任原因行為により死亡した場合において、その者の孫、祖父母、兄弟姉妹等が慰謝料請求をする場面について判断を示した、膨大な数の裁判例の解決をみれば、より一層明らかとなる。

権およびその関係を平穩に維持することに関わる人格的利益の侵害があったかどうかを問うアプローチを基礎に据えるものにほかならない。このように理解することによってはじめて、直接被害者との間である一定の身分を持つ者からの慰謝料請求について事案によりその結論に違いが生ずる理由³²⁾、および、直接被害者との間で持つある一定の身分またはそこから生ずる権利や利益を喪失していない者からの慰謝料請求が一定の範囲で認められている理由³³⁾を説明す

30) 最判昭和33年8月5日民集12巻12号1901頁（不法行為により子が負傷した事案で母からの慰謝料請求が肯定された事例。）、最判昭和39年1月24日民集18巻1号121頁（不法行為により子が負傷した事案で父母からの慰謝料請求が肯定された事例。）、最判昭和42年1月31日民集21巻1号61頁（不法行為により子が負傷した事案で父母からの慰謝料請求が肯定された事例。）、最判昭和42年5月30日民集21巻4号961頁（不法行為により夫が負傷した事案で妻からの慰謝料請求が否定された事例。）、最判昭和42年6月13日民集21巻6号1447頁（不法行為により夫であり父である者が負傷した事案で妻および子から慰謝料請求が否定された事例。）、最判昭和43年9月19日民集22巻9号1923頁（不法行為により子が負傷した事案で父母からの慰謝料請求が否定された事例。）、最判昭和44年4月24日民集21巻95号207頁（不法行為により子が負傷した事案で父母からの慰謝料請求が肯定された事例。）、最判昭和45年7月16日判時600号89頁（不法行為により子が負傷した事案で父母からの慰謝料請求が肯定された事例。）等。

31) 以下の本文における評価は、間接被害者からの損害賠償請求を、直接被害者に対する不法行為の賠償範囲の問題としてではなく、間接被害者固有の権利または法律上保護される利益の侵害の問題として捉えることを前提としている。

32) 損害賠償の保護対象として措定される身分権の枠を量的に拡大し、親、子、配偶者以外の法定的な家族関係を有する者が持つ身分権をも損害賠償の保護対象にすることによって、または、損害賠償の保護対象として措定される身分権の枠を質的に拡大し、ある者にこれらの者が持つ身分や地位と事実上同視しうる状況があることを考慮して、内縁の配偶者や未認知の子等が持つ地位をも損害賠償の保護対象にすることによって、死亡した直接被害者との関係で民法711条において列挙されている者以外の身分や地位を持つ者からの慰謝料請求を基礎付けることは不可能ではない。しかし、この理解では、死亡した直接被害者との関係である特定の身分を持つ者が事案によって慰謝料請求を認められたり認められなかったりすることについては、説明が付かない。

33) 直接被害者の生命以外の権利または法律上保護される利益が侵害された場面では、家族のメンバーが直接被害者との間で有している身分権は存在している以上、身分権を内容的に膨らませ、その中に支配的要素を読み込むのであれば、家族のメンバーによる慰謝料請求は認められないはずである。

ることが可能になるからである。

これらのいくつかの例をみるだけでも明らかになるとおり、ある家族のメンバーとの親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権やその関係を平穩に維持することに関わる人格的利益の侵害を問う考え方は、不貞行為を理由とする損害賠償請求の場面を超えて、広く家族のメンバーとの親密な関わりが妨げられたことを理由とする不法行為による損害賠償請求が問題となる様々な場面で抽出される。このことは、家族や家族のメンバーとの関わりの中で生ずる不法行為が問題となる場面においては、損害賠償を請求する者にある者との間で特定の法定的な身分またはそこから生ずる権利や利益が存在したかどうかに着目する考え方だけでは、事案に適切な解決を与えることができないことを示唆している。従って、本稿が検討の対象とする問題においても、成年に達した子に不貞行為をした親との間で子としての身分に由来する何らかの権利や利益があったかどうかという点ではなく、当該子が当該親との間で自己の人格の実現および発展に必要不可欠な関係を形成し、当該親との関係を平和的に維持することについて人格的な利益を有していたかどうかという点こそが問われなければならない。

ところで、家族や家族のメンバーとの関わりの中で生ずる不法行為が問題となる場面で、1から3までで示したように権利または法律上保護される利益を捉えることには、以下のような意義が認められる。その結果、この捉え方は、現代における個人とその家族のメンバーとの関係を適切に反映させたものとして、実定法でも、その位置付けを得るに至ったと考えられる。

まず、不法行為法により保護される権利または利益として、ある家族のメンバーとの関係で形成される人格権およびその関係を平穩に維持することについての人格的利益を指定することで、ある個人とその家族のメンバーとの関わりに対して、特定の法定的な身分またはそこから生ずる個別的な権利や利益に還元されない豊かな内容を与えることができ、人が特定の者との関係で感情的または身体的な満足を味わえる場＝親密圏としての家族³⁴⁾というものにより実質的な存在意義を認めることができる。家族のメンバーとの関わりは、特定の者

と身分の関係で繋がることだけに意義を持つのではなく、そのこととは別の次元で、特定の者とより愛情的および人格的な関係で結び付くことにも意義を有する。1から3までで示した権利または法律上保護される利益の捉え方の背後にあるのは、家族法（および場合によっては別の保護法益を介した不法行為法）の規律で身分またはそこから生ずる権利や利益が保護されることを前提に、それに重ねて、不法行為法の規律で家族のメンバーとの関係に由来する人格権およびその関係を維持することについての人格的利益を保護するという、重層的な構造である。そのため、こうした構想は、多様な善き生のあり方を求める個人が、単に一定の身分関係を持つ者と家族法上の権利および義務の関係でのみ繋がるだけでなく、特定の者と相互に親密な関係を築くことによって、自己の人生を描き、その人格を実現および発展させていくという、現代法が想定する人の姿によりよく適合する。2および3で引用した様々な判例および裁判例でみられた保護法益の捉え方は、こうした現代的な人と家族の像を適切に反映するものとして位置付けられる³⁵⁾。

次に、上記のような保護法益の捉え方によれば、ある者との間で一定の身分またはそこから生ずる権利や利益を有する者だけに対して当該身分またはそこ

34) 文脈は異なるが、大村敦志『家族法（第3版）』（有斐閣・2010年）374頁〔初版・1999年〕。

35) 1から3までで示した権利または法律上保護される利益は、個人の人格により基礎付けられるものである。家族間における利益を、そのメンバーの人格的利益から切り離して、純粋に関係的な利益として把握する方向性（林田清明「親子関係の法的保護——関係的利益論——」大分大学経済論集33巻3号（1981年）46頁以下。また、同「死者の名誉毀損の法的構成：関係的利益論」大分大学経済論集33巻6号（1982年）1頁以下、同「死者と近親者の関係上の利益」大分大学経済論集34巻2号（1982年）114頁以下も参照。）は、適切ではない。関係的利益を個人の人格から切り離して捉えるとき、その内容は倫理観や正義といった一般的な観念のみによって規定されることになってしまい（林田・前掲「親子関係の法的保護」54頁以下は、子が父母との関係で有する関係的な利益が不貞行為の相手方の行為との関係で保護されるかどうかは、家族というものに対する倫理的問題と、賠償を肯定または否定することによって被害者が置かれる地位、つまり、正義という二つの観点から考察されるとしている。）、これによると、各人が各家族のメンバーとの関係にどのような意味付けを与えていたのかといった観点が脱落してしまうおそれがある。

から生ずる権利や利益につき特別の保護が与えられ、ある者との間でそれ以外の身分を有する者や身分を持たない者には何の保護も与えられないという帰結、従って、家族法が典型的なものとして予定した家族の像を形成する者に対してのみ強力で均一的な保護が与えられ、それ以外の家族の形態を築いている者がすべて考慮の外に置かれるという帰結を回避して、様々な家族のメンバーとの多様な関わり方を法の領域で受け止めることができる。法律上の夫婦とそこから生まれた（未成年の）子を正統家族とする思想の後退、多様な家族形態を承認する社会の現状、法外の家族関係に対し不利益な取扱いをしない方向性、更に、横の家族関係と縦の家族関係または婚姻と生殖を一定の範囲で切り離して考える姿勢等、現代の家族を取り巻く動向に照らせば、典型的な家族の像を家族法の規律に従って形成したうえで、身分やそこから生ずる権利義務を規定する家族法のルールと民事責任法上の保護法益の捉え方とを直結させ、家族法上の身分およびそこから生ずる権利義務を持たない者同士の関係を典型的な家族の像から外れるものとして、完全に法の外的問題にしてしまうことには問題がある。そうではなく、不法行為上の保護法益を1から3までで示したように捉えることで、家族法上の規律が特定の家族形態に対し典型像としての地位を認めているかどうかにかかわらず、そうした像に一定の配慮しながら、家族法の理念を壊さない範囲で、民事責任法を通じ、個人の人格の形成、実現および発展に必要不可欠な家族のメンバーとの関係を保護していくことが、現代における家族のあり方にも沿う。

なお、学理的な議論では、主として夫婦の一方が他方と不貞行為に及んだ第三者に対して損害賠償を請求する場面を念頭に置いたうえで、性的問題というプライベートな事柄については裁判所による介入を避け、当事者間でプライバシーを暴露しあったり、不貞行為をした配偶者と損害賠償を請求している配偶者や子との間の関係を更に悪化させたりしないようにすべきであるという観点等を踏まえて、不貞行為が問題となる場面での損害賠償請求を認めることに否定的な立場を示す見解も有力に主張されている³⁶⁾。この見解は、不貞行為およびその前提としての貞操義務の問題を当事者間における家族法上の解決に委ね

るべきことを前提とする³⁷⁾。しかし、仮にこれらの見方が正当であるとしても、こうした批判は、子が親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした第三者に対して損害賠償を請求する場面には、妥当しない。この場面で、子は、(未成年の子としての身分またはそこから生ずる監護や教育を受ける権利もしくは利益に加えて)当該親との関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係を平穩に維持することに関する人格的利益としての家族共同生活の平和の維持という権利または法律上保護される利益の侵害を理由に損害賠償を請求しているのであって、親の貞操との関連で有する権利または利益の侵害を理由に損害賠償を請求しているわけではないからである。従って、夫婦間における貞操義務の問題をどのように扱うべきかという問いと、子が親との関係で形成した人格権およびその関係を平穩に維持することについての人格的な利益の保護をどのように図るべきかという問いとは、直接的な関わりを持たないため、仮に不貞行為およびその前提としての貞操義務の問題を家族法上の規律に委ねるという方向性を受け入れたとしても、後者の問いを肯定することは何ら妨げられない。

また、一部の議論では、不貞行為を契機として婚姻が破綻することで子には重い不利益が生じうことは確かであるが、こうした不利益はあくまでも親子間で解消されるべきであり、離婚法における子の保護規定や家庭裁判所による監督および調整等によって対応されるべきであって、そこに不法行為法を持ち込むことは適切ではないという批判もされている³⁸⁾。しかし、この理解に対し

36) 前田達明『愛と家族と』(成文堂・1985年)265頁以下〔初出・1980年から1985年まで〕、有地亨「不倫をめぐる損害賠償請求の諸問題」ケ研242号(1995年)12頁以下、二宮周平「不貞行為の相手方の不法行為責任」山田卓生先生古稀記念論文集『損害賠償法の軌跡と展望』(信山社・2008年)167頁以下等。

37) 水野紀子「判批」法協98巻2号(1981年)165頁、國井和郎「判批」久貴忠彦ほか編『家族法判例百選(第5版)』(有斐閣・1995年)25頁、辻朗「不貞慰謝料請求事件をめぐる裁判例の軌跡」判タ1041号(2000年)34頁等。

38) 水野・前掲注(37)167頁以下。同評釈は、本文で示した観点から、子には権利または法律上保護される利益の侵害が存在しないという法律構成を導く。

ても、上記と同じ指摘が妥当する。1で示した権利または法律上保護される利益は、子の人格の保護を対象とし、子としての身分の保護を直接的に問題とするものではないため、そこでは、子としての身分に直接関わる問題について家族法上の処理に委ねるべきかという問いは成立しえても、第三者と不貞行為をして同棲するに至った親との関係に由来する人格権および人格的利益の保護に関して家族法上の規律に委ねるべきかという問いが成立することはない。つまり、この考え方では、子の身分またはそこから生ずる権利や利益の問題を家族法の規律に委ねることと、それと直結しない人格権および人格的利益を民事責任法で保護することとは、特に未成年の子に関しては一定の範囲で重なり合うことはあるとしても、十分に両立する。

以上によれば、たとえ夫または妻としての身分に直接関わる問題につき、また、場合によっては、子としての身分に直接関わる問題につき、家族法の特殊性を考慮しない形で民事責任法を介入させることは許されるべきでないと仮定しても、そうでない問題については、すなわち、本稿で検討の対象とするケースのように、子自身の人格権や人格的利益の保護が問われる場面については、家族法の理念を壊さない範囲で民事責任法による事後的な補完を認めることがあってよいと考えられる。

4. 成年に達した子に認められる権利または法律上保護される利益

その親の一方が婚姻またはパートナーの関係にある他方以外の第三者と親しい関係を築き同棲するに至るまで、成年に達した子が当該親と同居し、経済的にも精神的にも当該親との間で相互に親密な関係を築いていたとすれば、このような当該親との緊密な繋がりや、当該子の人格の実現および発展にとって、また、その子の主体的な生き方にとって、必要不可欠なものであったと考えられる。こうした場合、当該子には、たとえ成年に達しているため当該親との関係で子という身分に由来する何らかの権利や利益を有していないとしても、当該親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりして自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについ

ての人格的利益が認められる。そして、当該親が第三者と不貞行為に及び同棲するなどしたために、その子と当該親との親密な関係が破壊され、回復しえない状態に至ったとすれば、その子は、この第三者の責任原因行為によって上記のような意味での権利または法律上保護される利益を侵害される³⁹⁾。

以上の検討によれば、従前の裁判例が成年に達した子の権利または法律上保護される利益について示した理解の仕方に対しては、以下の三つの問題を指摘することができる。

第一に、従前の裁判例の中には、成年に達した子に認められるべき権利または法律上保護される利益の内容を、子としての身分やそこから生ずる権利または利益だけに結び付けて理解してしまっているものが存在する。例えば、裁判例③は、未成年の子について、民法820条を引用して、「親との間に家族共同体を構成し、親とともに生活することによって、親から愛情を注がれ、監護、教育を受けられるという一定の身分上の権利又は親族としての権利を取得している」とし（以下「④」とする。）、これが「未成年の子が両親とともに生活利益を送ることによって享受することのできる親からの愛情、親子の共同生活が生み出すところの家庭的生活利益」として具体化されるという理解を前提としたうえで（以下「⑤」とする。）、成年に達した子に関しては、「民法上も、親が、直系血族として子を扶養する義務（民法877条）を負うことがあるものの、親による成人の子に対する監護及び教育の権利義務はない」との理解、つまり、成年に達した子には親との関係で子としての身分に由来する権利や利益が存在

39) 従って、子は、自己固有の権利または法律上保護される利益の侵害を理由に、自己の名で損害賠償を請求することができる。一部の裁判例でみられるように（中里和伸『判例による不貞慰謝料請求の実務』（弁護士会館ブックセンター出版部 LABO・2015年）135頁以下で整理されている裁判例を参照。）、子の存在を斟酌して不貞行為をされた夫または妻に付与される慰謝料の額を算定することを通じ、親からの損害賠償請求の中でいわば間接的に子からの損害賠償請求を考慮するという手法は（これは、一部の学説によって示唆されていた手法である。泉久雄「判批」昭和54年度重判（1980年）93頁等。）、適切ではない。不貞行為をされた夫または妻と子とは、法的に別人格であり、それぞれ別の保護法益を有する以上、両者を一体的に捉えることはできないからである。

しないとの理由を挙げて（以下「㉔」とする。）、上記の意味での権利または法律上保護される利益は認められないと理解しているようにみえる。

しかし、2で示した整理によれば、㉔の部分については、裁判例③が㉔の部分で示すように身分上の権利または利益に限定して捉えることは適切ではなく、人格の形成、実現および発展に必要不可欠な関係を平穩に維持することについての人格的利益、そして、その背後にある父または母との親密な関係の中で人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権という観点からも把握されなければならない。この理解によると、㉔の部分は、成年に達した子がその親との関係で身分上の権利や利益を持たないことを示すものではあっても、成年に達した子がその親との関係で上記のような関係を築きえないこと、従って、その親との親密な関わりの中で生きる個人の人格権および人格的利益が存在しないことを説明するものになっていない。換言すれば、㉔から㉔までの論理は、成年に達した子に権利または法律上保護される利益が存在しないという結論を導くに際して、親との親密な関わりの中で生きる子の人格権および人格的利益の存在を完全に無視してしまっている。

第二に、仮に従前の裁判例が子としての身分やそこから生ずる権利または利益とは別に親との親密な関わりの中で生きる個人の人格権およびその関係を平穩に維持することについての人格的利益を措定していると理解したとしても、これらの裁判例は、後者の権利または法律上保護される利益を過小評価したり、その意義を否定したりしてしまっている。裁判例③が、㉔の部分で成年に達した子には子としての身分上の権利または利益が存在しないとしながら、それに続けて、「成人したからといって、未成年の子と同様の家庭生活利益の重要性が直ちに失われるものではない」としていること（以下「㉔」とする。）を強調すれば、裁判例③の判断については、㉔の部分と㉔の部分とで並列的な形で異なる権利または法律上保護される利益を措定し、成年に達した子に関しては、㉔の部分で、㉔の部分に相当する権利または法律上保護される利益は認められないものの、㉔の部分で、㉔の部分に相当する親との親密な関わりの中で生きる個人の人格権およびその関係を平穩に維持することについての人格的利

益は認められるとしたものとして読むこともできる。このように読めば、④の部分は、1から3までの検討成果に照らして、正当な指摘を含んでいる。

もっとも、裁判例③は、④の部分に続けて、「成人の子については、人格形成が一応完了したと考えられ、上記利益の法律上の保護の必要性は、相対的に低いものとならざるを得ない」と判示することで（以下「㉔」とする。）、その要保護性を過小に評価してしまう。また、裁判例①および裁判例②は、より直接的に、「成人した子については、未成年の子の場合と異なり、その親との親族共同生活によって得られる精神的平和、幸福感その他の愛情利益をもって法の保護に値する人格的利益とまでは未だ認められない」（裁判例①）（以下「㉕」とする。）、または、「Y1との間で平穏な同居生活を続け、父娘の良好な関係を保つことについての事実上の利益があったとしても、これが法律上保護されるべき利益であるとまではいえない」（裁判例②）（以下「㉖」とする。）、として、その要保護性を否定してしまう。しかし、ある個人とその家族のメンバーとの関わりは、その者の人格の形成のみならず、その実現および発展にも資するものであり、場合によっては、その生き方の根幹に関係することからすると、裁判例③がいう「家庭的生活利益」、裁判例①がいう「親族共同生活によって得られる精神的平和、幸福感その他の愛情利益」、裁判例②がいう「平穏な同居生活を続け、父娘の良好な関係を保つことについての…利益」、そして、本稿がいう親との親密な関わりの中で人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権やその関係を平穏に維持することについての人格的利益の要保護性を、成年に達した子との関係で低く見積もったり、否定したりすることは許されない。また、㉔から㉖までの部分は、2で検討の対象とした判例の基本的な考え方とも調和しない⁴⁰⁾。

この点、裁判例③は、㉔の部分に先立つ形で「現在の我が国において、成人の子が、親との間に家族共同体を構成し、親とともに生活することが一般的であるとはいえない」とも述べており（以下「㉗」とする。）、このような認識が㉔の部分で示された評価をもたらし一因となっているのかもしれない⁴¹⁾。また、裁判例①が㉕の部分で当該利益をもって法の保護に値する利益とまでは「未だ」

認められないと述べている点についても、「未だ」という表現が社会の状況に照らして「現時点では」ということを意味するとすれば、同様の認識に基づくものとして理解することができないわけではない。しかし、各種の統計調査の結果によれば、こうした認識の正当性それ自体に問題があるほか⁴²⁾、仮にこの点を措くとしても、成年に達した子が親との関係で家庭的生活利益を持つことが一般的ではないとの理由で、こうした利益が個別的に存在する場面でその要保護性を否定するという手法は、他者の権利や自由に影響を与えることがないにもかかわらず少数派であるという一事をもってその保護を否定することにほかならず、不法行為法における権利保障の目的に反する。

第三に、裁判例③は、家庭的生活利益が「法律上保護される利益であると解

40) このことは、裁判例①から裁判例③までの各事案で、成年に達した子である原告等に、親との親密な関わりの中で人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権やその関係を平穩に維持することについての人格的利益の侵害が認められ、その結果、これらの者からの損害賠償請求も肯定されるべきであったという主張ではなく、上記のような権利または利益が存在したかどうかにより丁寧に検討されなければならなかったという指摘を意味する。裁判例①から裁判例③までは、成年に達した子に認められるべき権利または法律上保護される利益の要保護性を過小評価したり否定したりすることで、当該子と親との具体的な関係の中身をほとんど検討することなく、当該子からの損害賠償請求を棄却しているため、判決文で明らかにされた事実だけでは、各事案で、成年に達した子に親との親密な関わりの中で人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権やその関係を平穩に維持することについての人格的利益が存在したといえるかどうか、判断することはできないからである。

41) 成年に達した子について④の部分に相当する権利または法律上保護される利益が認められないことは、⑤の部分により基礎付けられるから、⑥の部分に意味を持たせるとすれば、本文で示したような読み方にならざるをえない。

42) 第8回世帯動態調査によれば、生存している親と同居している20歳以上の者の割合は、35.2パーセントであり（<https://www.ipss.go.jp/ps-dotai/j/DOTAI8/kohyo/kohyo.asp>（2022年9月21日に最終検索。）、総務省統計研修所の西文彦の調査（2016年）によれば、親と同居の若年未婚者（20歳から34歳まで）の割合は45.8パーセントである（<https://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/parasi16.pdf>（2022年9月21日に最終検索。）。これらの調査からは、「成人の子が、親との間に家族共同体を構成し、親とともに生活することが一般的であるとはいえない」との認識は導かれない。

する場合、親が成人した子に対して愛情を与えなくなったり、子と共同生活を送らなくなったりしたとき（その原因は不貞行為に限らない。）、親は、成人した子の上記利益を侵害したものとして損害賠償責任を負い得ることとなるが、親がそのような法律上の責任を負うべきであると解することが、現在の社会通念に合致するとはいえない」と述べて（以下「①」とする。）、成年に達した子の家庭的な生活利益の要保護性を否定する。しかし、①の部分は、以下の三つの点において、正確な理解とはいえない。

まず、親について成年に達した子との関係で不法行為が成立するためには、当該子について認められる人格権および人格的利益を保護範囲とする故意または過失が当該親に存在したことが必要である。仮に成年に達した子について上記のような権利または法律上保護される利益が認められたとしても、裁判例③がいうように、「親が成人した子に対して愛情を与えなくなったり、子と共同生活を送らなくなったりした」という一事をもって、当該親に故意または過失が認定されるわけではない。

次に、上記の点と表裏の関係に立つものではあるが、成年に達した子が親と同居しているからといって、当該子について常に親との関係で形成された人格権やその関係を平穏に維持することについての人格的利益が認められるわけではない。上記のような権利または法律上保護される利益の捉え方からすれば、その有無の評価に際しては、成年に達した子と親との間の関係が前者の人格の実現や生き方に必要不可欠であったかどうかを判断することが決定的に重要になる。人は、他者との関わりを通じ成長するに連れて、また、自ら家庭を築くことなどによって、自己の人格の実現および発展にとって親との関係が持つ意味を変化させていく。そうすると、成年に達したからといって一律に上記のような権利または法律上保護される利益は認められないとすることが適切でないのと同じく、親と同居していたという一事をもって一律に上記のような権利または法律上保護される利益が認められるとすることもまた適切でないことは明らかである。従って、成年に達したすべての子について親との関係で上記の権利または法律上保護される利益が認められるわけではない。

更に、上記の二点で指摘したような形で、成年に達した子に権利または法律上保護される利益が認められ、親に責任原因が認定されるとすれば、後者の不法行為の成立が認められなければならない。それにもかかわらず、「親がそのような法律上の責任を負うべきであると解することが、現在の社会通念に合致するとはいえない」と評価し、不法行為の成立を妨げることは、損害賠償を請求する者と損害賠償を請求される者が家族関係にあることを理由に不法行為の成立を否定したりその請求を棄却したりすることにほかならず、従前の判例の立場に反するほか⁴³⁾、権利保障の著しい制約にもなる。

Ⅱ. 責任原因行為と権利または法律上保護される利益の侵害との間の因果関係の捉え方

成年に達した子とその親と自己の人格の実現および発展にとって必要不可欠な関係を築いていた場合において、ある第三者が故意または過失をもって当該親と親密な関係を持ち同棲するなどし、その結果、当該親がその子との緊密な生活を解消して、その関係を断つに至ったときには、当該子に認められる当該親との関係で形成された人格権およびその関係が平穩に維持されることについて

43) 最判昭和47年5月30日民集26巻4号898頁。同判決は、「夫婦の一方が不法行為によって他の配偶者に損害を加えたときは、原則として、加害者たる配偶者は、被害者たる配偶者に対し、その損害を賠償する責任を負うと解すべきであり、損害賠償請求権の行使が夫婦の生活共同体を破壊するような場合等には権利の濫用としてその行使が許されないことがあるに過ぎないと解するのが相当である。けだし、夫婦に独立・平等な法人格を認め、夫婦財産制につき別産制をとる現行法のもとにおいては、一般的に、夫婦間に不法行為に基づく損害賠償請求権が成立しないと解することができないのみならず、円満な家庭生活を営んでいる夫婦間においては、損害賠償請求権が行使されない場合が多く、通常は、愛情に基づき自発的に、あるいは、協力扶助義務の履行として損害の填補がなされ、もしくは、被害を受けた配偶者が宥恕の意思を表示することがあるとしても、このことから、直ちに、所論のように、一般的に、夫婦間における不法行為に基づく損害賠償債務が自然債務に属するとか、損害賠償請求権の行使が夫婦間の情誼・倫理等に反して許されないと解することはできず、右のような事由が生じたときは、損害賠償請求権がその限度で消滅するものと解するのが相当だからである」と判示している。同判決の説示は、夫婦関係に特殊な規律に由来する部分を除き、基本的に、親子間の不法行為の場面にも妥当する。

ての人格的利益は⁴⁴⁾、当該第三者の責任原因行為によって侵害されている。つまり、当該第三者の責任原因行為と当該子に認められる当該親との関係で形成された人格権およびその関係を平穩に維持することについての人格的利益の侵害との間には、法的な因果関係が存在する。これが、本稿で検討の対象とする問題における責任原因行為と権利または法律上保護される利益の侵害との間の因果関係として、基礎に据えられるべき基本的な考え方である⁴⁵⁾。

以下では、まず、未成年の子が親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした第三者に対して損害賠償を請求する場合との関連で、判例が示した相当因果関係の不存在という一般論それ自体を検討し、その問題を明らかにしたうえで(1)、次に、仮に上記の一般論を受け入れるとしても、それは未成年の子に認められる子としての身分またはそこから生ずる個別的な権利や利益の侵害との関連においてのみ可能であり、子が成年に達しているかどうかにかかわらず認められうる、親との関係で形成された人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益との関連では、上記の一般論が妥当しえないことを指摘する(2)。また、併せて、上記の一般論がすべての保護法益との関連で妥当すると仮定しても、一定の範囲で法的な因果関係が認められるべきであり、

44) Iでの検討によれば、親の一方が第三者と不貞行為に及び同棲するに至った場合、(成年に達した)子には、固有の権利または法律上保護される利益の侵害が認められうる。従って、ここでの問題を、不貞行為等をされた親の他方について成立する不法行為による損害賠償の効果として捉え、子を当該不法行為の単なる間接被害者として位置付けること、従って、注(46)で引用する判例について、直接被害者との関連性を欠くことを理由に相当因果関係を否定した判決として把握することは(このような可能性を示唆するものとして、窪田・前掲注(21)313頁以下、窪田充見編『新注民法(15)債権(8)』(有斐閣・2017年)471頁〔前田陽一〕等。)、適切ではない。

45) 学理的な議論においては、判例が前提とする相当因果関係という判断枠組みに対して、多くの批判がある。そして、そこで展開されている様々な議論を参照しつつ、IIで扱う判例の理解に対して問題を指摘したり、IIで検討の対象とする課題を因果関係とは別の次元に属する問題として位置付け、この観点から解釈論を提示したりすることも可能である。IIで示される議論は、これらの可能性があることをひとまず留保したうえで、相当因果関係という判断枠組みを前提として記述されるものである。

それは、判例が例示的に説くような場面に限られるものではないことを提示する（3）。最後に、これらの検討を踏まえ、本稿で検討の対象とする問題に即して、親の一方と親密な関係を築いた第三者の責任原因行為と成年に達した子に認められるべき権利または法律上保護される利益の侵害との間の法的な因果関係について、その評価の仕方を示す（4）。

1. 責任原因行為と権利または法律上保護される利益の侵害との間の法的な因果関係の存在

判例は、「妻及び未成年の子のある男性と肉体関係を持った女性が妻子のものと去った右男性と同棲するに至った結果、その子が日常生活において父親から愛情を注がれ、その監護、教育を受けることができなくなった」としても、「父親がその未成年の子に対し愛情を注ぎ、監護、教育を行うことは、他の女性と同棲するかどうかにかかわらず、父親自らの意思によって行うことができるのであるから、他の女性との同棲の結果、未成年の子が事実上父親の愛情、監護、教育を受けることができず、そのため不利益を被ったとしても、そのことと右女性の行為との間には相当因果関係がないものといわなければならない」と判示し、原則として、「右女性の行為は未成年の子に対して不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」としている⁴⁶⁾。ここでは、子の権利または法律上保護される利益の侵害について、第三者と不貞行為に及び同棲するなどした親の意思が介在していることを理由に、当該第三者の責任原因行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間の相当因果関係が否定されている。問題は、ここでいう相当因果関係の不存在がどの次元における因果関係の不存在を意味しているのかという点、そして、その結論が前提としている因果関係の考え方に照らして適切なものといえるかどうかという点にある。

46) 最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」。また、母が不貞行為等をしたことを受けてその未成年の子が不貞行為の相手方に対して損害賠償を請求した事案で同旨を説く判例として、最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「判時」。

まず、判例がいう相当因果関係の不存在は条件関係の不存在を意味するという理解の仕方が想定される。相当因果関係という判断枠組みにおいても⁴⁷⁾、相当因果関係があるとされるためには、その行為がなければその権利または法律上保護される利益の侵害がなかったであろうと認められることが必要であるとされており⁴⁸⁾、これは、不可欠条件公式によって基礎付けられる条件関係の存在を意味しているからである⁴⁹⁾。この理解の仕方によると、判例の上記引用部分は、第三者と不貞行為に及び同棲するなどした親の一方の自由意思が介在しているため、当該第三者の行為がなければ子の権利または法律上保護される利益の侵害が生じなかったとはいえないことを示したものとして、位置付けられる。

ところで、本稿で検討の対象とする問題のように、責任を問われている者とは別の主体の自由意思が介在した結果として何らかの権利または法律上保護される利益の侵害が生じた場合であっても、当該具体的事実関係のもとで、当該責任を問われている者の行為が契機となって別の主体がそのような行為をしたという関係が認められれば、当該責任を問われている者の行為と被害者に生じた権利または法律上保護される利益の侵害との間には条件関係が肯定される⁵⁰⁾。この整理によれば、判例がいうように、たとえ子に生じた権利または法律上保護される利益の侵害について、第三者と不貞行為に及び同棲するなどし

47) 相当因果関係という判断枠組みを批判する見解に即していえば、これは、事実的因果関係の問題である。

48) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社・1937年）154頁、加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣・1974年）154頁〔初版・1957年〕154頁等。

49) 条件関係について、合法則的条件公式（結果が変化の連鎖を通して行為と法則的に結合していれば、その結果は当該行為の結果であるという考え方。）によって判断する場合であっても、以下の本文で述べる説明の仕方とは異なるものの、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした第三者の行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間の条件関係は肯定されうる。

50) ニュアンスの相違はあるが、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻』（青林書院・1983年、1985年）410頁以下、平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂・1992年）86頁以下、窪田編・前掲注(44)363頁以下〔橋本佳幸〕等。

た親の一方の自由意思が介在しているとしても、当該第三者の行為が契機となって親の一方がそのような行為をしたと評価することができる以上、当該第三者の責任原因行為がなければ、子の権利または法律上保護される利益の侵害もなかったとみることができ、従って、両者の間に条件関係を肯定することができる。

次に、判例がいう相当因果関係の不存在は因果関係における相当性の不存在を意味するという理解の仕方が想定される。伝統的な議論によれば、相当因果関係が認められるためには、その行為がなければその権利または法律上保護される利益の侵害がなかったであろうと認められることだけでなく、そのような行為があれば通常はそのような権利または法律上保護される利益の侵害が生ずるであろうと認められることが必要であるとされ⁵¹⁾、相当性の判断に際しては、結果に対する行為の影響力等について規範的な評価が行われるとされている⁵²⁾。この理解の仕方によると、判例の上記引用部分は、第三者と不貞行為に及び同棲するなどした親の一方の自由意思が介在しているため、当該第三者の行為があれば通常は子の権利または法律上保護される利益の侵害が生ずるとはいえないことを示したものとして、位置付けられる。

しかし、こうした評価には、疑問が残る。子を持つ者と親密な関係を築いたりすることによってその相手方と子との間の緊密な関係を妨げてはならないという規範の保護目的には、Iで示したような子の権利または法律上保護される利益の保護が含まれる。そして、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした者の当該行為は、当該親による意思決定を容易化することなどを通じて、子の権利または法律上保護される利益の侵害が生ずる可能性を有意的に高めている。従って、不貞行為の相手方の責任原因行為と不貞行為をされた夫婦の一方に生じた権利または法律上保護される利益の侵害との間の相当因果関係が肯定されていることと対比しても⁵³⁾、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした

51) 我妻・前掲注(48)154頁以下、加藤・前掲注(48)154頁等。

52) 沢井裕「不法行為における因果関係」星野英一編代『民法講座 第6巻 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣・1985年）262頁等。

者の当該行為があれば通常は子の権利または法律上保護される利益の侵害が生ずるであろうと認められ、その結果、両者の間に因果関係の相当性を肯定することが適切である⁵⁴⁾。この点については、判例に付された反対意見が相当因果関係を肯定していることに説得力があり⁵⁵⁾、このことは、判例の解決を結論として支持する学説によっても承認されているところである⁵⁶⁾。

以上の検討によれば、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした者の当該行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間には、相当因果関係が認められるべきである⁵⁷⁾。この点において、上記の判例で示された理解は、適切なものとはいえない。

2. 責任原因行為と関係的な人格権および人格的利益の侵害との間の法的な因果関係の存在

1で示した議論とは異なり、仮に親の一方と不貞行為に及び同棲するに至った者の当該行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間に相当因果関係は存在しないという理解を受け入れるとしても、この理解は、未成年の子に認められる子としての身分またはそこから生ずる個別的な権利や利益の侵害との関連においてのみ妥当するものであって、子が成年に達しているかどうかにかかわらず認められうる、親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその

53) 中川(善)・前掲注(17)4頁、中里・前掲注(39)101頁以下等。また、榎本・前掲注(13)178頁以下も参照。なお、子からの損害賠償請求が相当因果関係の不存在を理由に否定されるのであれば、夫婦の一方からの損害賠償請求も同様の理由により否定されるべきであるという観点からの記述であるが、島津一郎「不貞行為と損害賠償——配偶者の場合と子の場合」判タ385号(1979年)122頁以下、人見康子「第三者の家庭崩壊による慰謝料」別冊判タ8号(1980年)235頁、二宮・前掲注(36)169頁等。

54) 沢井裕「判批」加藤一郎ほか編『家族法判例百選(第3版)』(有斐閣・1980年)53頁。同評釈は、子を棄てた親の自由意思が介在していても、相手方には、法的評価において、事態を誘発させたことについての責めを肯定すべきであり、因果関係は中断されないとしている。

関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害との関連では妥当しない⁵⁸⁾。

判例が相当因果関係の不存在という結論を導く理由は、それが条件関係また

55) 注(7)で引用した二つの判決に付された本林讓裁判官の反対意見。同裁判官は、以下のよう述べている（引用部分は、最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」に付された反対意見による。）。「なる程、父親が未成年の子に対して行う監護及び教育は、父子が日常起居を共にしなければできないものではなく、他の女性と同棲していたとしても、父親が強靱な意思を持って行えば行えなくはないものだろう。しかし、私は、未成年の子を持つ男性と肉体関係を持ち、その者の子供を出産し、妻子のもとを去った右男性と同棲するに至った女性がたとえ、自らその同棲を望んだものでもなく、同棲後も、男性が妻子のもとに戻ることに敢えて反対していないのであっても、同棲の結果、男性がその未成年の子に対して全く、監護、教育を行わなくなったのであれば、それによって被る不利益は、その女性の男性との同棲という行為によって生じたものというべきであり、その間には相当因果関係があるとするのが相当であると考え」（㉔）。「けだし、不法行為における行為とその結果との間に相当因果関係があるかどうかの判断は、そのような行為があれば、通常はそのような結果が生ずるであろうと認められるかどうかの基準によってされるべきところ、妻子のもとを去って他の女性と同棲した男性が後に残して来た未成年の子に対して事実上監護及び教育を行うことをしなくなり、そのため子が不利益を被ることは、通常のことであると考えられ、したがって、その女性が同棲を拒まない限り、その同棲行為と子の被る右不利益との間には相当因果関係があるというべきだからである（㉕—筆者注。）。更に、日常の父子の共同生活の上で子が父親から日々、享受することのできる愛情は、父親が他の女性と同棲すれば、必ず奪われることになることはいうまでもないのであり、右女性の同棲行為と子が父親の愛情を享受することができなくなったことによって被る不利益との間には、相当因果関係があるといえる」（㉖—筆者注。）」。

56) 前田・前掲注(36)18頁以下は、注(7)で引用した二つの判決が相手方に害意がある場合等でなければ子からの損害賠償請求は認められないとしたことに賛成しつつ、相当因果関係の不存在という理由付けには説得力がなく、むしろ、債権侵害が問題となる場面に準えてこの結論を説明すべきであると説く。

57) 津田賛平「判批」ひろば32巻7号（1979年）48頁は、本文で示した考え方に対し、親の一方とその同棲相手のいずれが同棲に至るについて積極的であったかに関して考慮の外に置くものであり、妻および未成年の子を持つ中年の男性が社会経験の浅い未婚の若い女性に積極的に働きかけ不倫関係を持ち同棲するに至ったという場合を例に挙げて、これによると不法行為責任が認められる範囲を広げすぎることになってしまうと批判する。しかし、本文における検討によれば、こうした批判が正鵠を得たものとはいえないことは明らかである。

は相当性のいずれの次元における判断であるのかはともかく、子の権利または法律上保護される利益の侵害については、第三者と不貞行為に及び同棲するなどした親の意思が介在しているという点にあった。確かに、子の身分またはそこから生ずる個別的な権利や利益との関連でみると、親の一方が第三者と不貞行為に及び同棲するに至ったとしても、その親が子を監護したり、子に教育を与えたりすることが不可能とまではいえないから、この点を捉えて、当該第三者の行為が契機となって当該親が子への監護や教育を放棄したのではないと評価することにより、条件関係の存在を否定したり、当該第三者の行為があっても通常は子の監護や教育への権利の侵害が生ずるのではないと評価することにより、因果関係の相当性を否定したりすることで、(その適否はともかく)相当因果関係の不存在という結論を導くことができないわけではない。しかし、親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害との関連では、上記のような評価をすることはできない。親の一方が第三者と不貞行為に及び同棲するなどして、当該親と子との親密な関係が破壊されると、これらの権利または利益は必然的に侵害されるため、当該第三者の行為が契機となって当該親は子との親密な関係を放棄するに至ったといわなければならないし、また、当該第三者の行為により当該親の行為が容易化され、その結果、これらの権利または利益の侵害が生ずる可能性が有意的に高められたとみななければならないからである^{59, 60)}。

このように整理し、かつ、当該事案では未成年の子からの損害賠償請求が問題となっていたため、また、時代的な制約のため、上記の判例においては、子

58) 保護法益との関連で相当因果関係の有無を個別に評価していく理解の仕方は、注(7)で引用した二つの判決に付された本林議裁判官の反対意見にもみられる。注(55)で引用した⑮の部分では、監護および教育を受けるという子としての身分に由来する権利の侵害との関連における相当因果関係が論じられ、⑯の部分では、日常の共同生活のうえで親から日々享受することのできる愛情に関わる利益の侵害との関連における相当因果関係が問われているようにみえるからである。

の身分またはそこから生ずる個別的な権利や利益のみが保護法益として指定されていたと理解すると、上記の判例が示した相当因果関係についての判断は、

59) 用いられている表現は様々であり、また、必ずしも法的な因果関係の捉え方を踏まえて立論がされているわけではないが、本文で述べた相当因果関係の評価の仕方は、従前の議論の中にも看取される。例えば、中川（善）・前掲注(17)4頁は、子への身上監護には、生活費を送るという側面に加えて、愛護というべき側面も含まれる以上、親の一方が第三者と同棲していても子への身上監護は可能であるという理解は適切でなく、第三者が親の子に対する不法行為の措置を誘発したとすれば、その第三者は子に対して責任を負わなければならないとしている。また、泉・前掲注(17)90頁は、判例がいうように監護教育費用が十分に確保されたとしても、子は、親の一方が他の異性に走って親の夫婦関係が破壊され、そのために乱された精神的平和を取り戻すことはできず、この精神的苦痛が第三者の行為に起因するならば、苦痛に対する慰謝を第三者に請求することは許されるべきであると述べている。更に、林修三「判批」時法1039号（1979年）58頁以下は、判例がいうように物質面の仕送りがされたとしても、子には親の一方が家庭生活をともしないという点からくる精神的不利益は残り、この精神的不利益を生じさせた責任の一半は相手方にあるとして、注(55)で引用した本林讓裁判官の反対意見を高く評価している。加えて、小野・前掲注(17)195頁以下は、親の一方が第三者との生活を維持しながら同時に自らの意思で子に対し十分な監護および教育をすることができるかどうかは疑わしいが、まして、愛情的利益の享受という点でいえば、当該親の意思に基づきその享受を可能にするということは、第三者との同棲関係を解消することにほかならず、同棲関係の維持と両立しえないとして、注(7)で引用した判例を批判している。本文で示した理解は、これらの議論で萌芽的に示されていた構想を、相当因果関係をめぐる議論の到達点を踏まえる形で定式化したものである。

60) 裁判例①は、注(7)で引用した二つの判例に言及することなく、「XがAと同棲を始めた昭和54年ころ当時、Y2、Y3、Y4は、それぞれ15才、13才、11才の未成年であったが、Y2らは、XがAと同棲した結果、Y2については約5年間、Y3、Y4についてはそれぞれ約7年間Aから父としての愛情、監護を受けられず、父母との共同生活によって得られる精神的平和を乱され、その人格的利益を侵害されたものということができ、これによりY2らは精神的苦痛を受けたことが推認される」と述べて、Xからの貸金返還請求に対するY2らからの慰謝料請求を基礎とする相殺の抗弁を容れている。同判決がどのような理由で相当因果関係を肯定したのかは明らかでないものの、同判決では、被侵害利益として、本稿がいう父との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穏に維持されることについての人格的利益に相当するものが指定されているようであり、このことは、同判決が先行判例に言及することなくY2らの慰謝料請求を認めたことの説明になる。

子の監護や教育への権利の侵害との関連でのみ意味を持つものとして、位置付けられる⁶¹⁾。従って、その判断の射程は、親の一方と不貞行為に及ぶなどした第三者の当該行為と、当該親との関係で形成された人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害との間の相当因果関係には、及ばない。

以上の検討によれば、少なく見積もっても、親の一方と不貞行為に及び同棲するなどした者の当該行為と、親との関係で形成された人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害との間には、相当因果関係が認められるべきである。この点において、上記の判例で示された理解をこれらの保護法益との関連でそのまま適用することは、適切なものとはいえない。

3. 例外的に法的な因果関係が認められる場面の拡大

1および2で示した議論とは異なり、仮に親の一方と不貞行為に及び同棲するに至った者の当該行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間

61) 注(7)で引用した二つの判例に付された大塚喜一郎裁判官の補足意見は、本文で述べた理解を裏付けるものである。同裁判官は、以下のように述べている。「本林裁判官は、右の不利益は本件のような場合には、女性の同棲行為によって通常生ずるのであるから、相当因果関係があるとされるのである。なるほど、不法行為における行為とその結果との間に相当因果関係があるかどうかの判断は、そのような行為があれば、通常はそのような損害が生ずるであろうと認められるかどうかの基準によってされるべきであり、私は、一般論として同裁判官と意見を異にするものではないけれども、本件のような場合においては、家に残した子に対し、監護等を行うことは、その境遇いかににかかわらず、まさに父親自らの意思によって決められるのであるから、相当因果関係の有無の判断に当たっては、この父親の意思決定が重要な意義を持つものと考えるべきである」。「そして、右父親の意思決定のいかんによって未成年の子が監護等を受けられるか、又は受けられないかの結果が生ずるものであるところ、多数意見摘示にかかわる原審の確定した事実関係のもとにおいては、相手方の女性の同棲行為によって未成年の子が不利益を受けることが通常であるとはい、難く、右不利益は、あくまでも事実上もたらされたものにしかすぎず、それを法的に評価して原因行為と相当因果関係にある結果であるということとはできない」。上記の引用部分では、子が監護等を受けることができないこと、つまり、子としての身分から生ずる権利や利益の侵害のみを念頭に置く形で、相当因果関係の有無が論じられている。

に相当因果関係は存在しないという理解を受け入れる場合であっても、この理解はあらゆる場面に妥当するものではなく、例外的に相当因果関係の存在が認められるべき場合も存在する。判例も、「妻及び未成年の子のある男性と肉体関係を持った女性が妻子のもとを去った右男性と同棲するに至った結果、その子が日常生活において父親から愛情を注がれ、その監護、教育を受けることができなくなったとしても、その女性が害意をもって父親の子に対する監護等を積極的に阻止するなど特段の事情のない限り、右女性の行為は未成年の子に対して不法行為を構成するものではない」と判示し、「その女性が害意をもって父親の子に対する監護等を積極的に阻止するなど特段の事情」があれば、当該女性の不法行為責任が成立する可能性を認めており⁶²⁾、こうした特段の事情がある場合には、親の一方と不貞行為に及んだ第三者の当該行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間に相当因果関係が存在するという評価を前提としている。なお、上記の引用部分は、「その女性が害意をもって父親の子に対する監護等を積極的に阻止するなど特段の事情」という形で、保護法益として子の身分またはそこから生ずる権利や利益を指定した書きぶりとなっているが、「監護等」とされていることから明らかにするとおり、特段の事情が認められる場面を上記の意味での権利または法律上保護される利益の侵害がある場合に限定する趣旨ではなく、親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益との関連でも、同様の特段の事情は認められる。このことを前提として判例の言い回しを記し直すと、「その女性（または男性）が害意をもって父親（または母親）の子に対する監護を積極的に阻止したり家族共同生活の平和を積極的に害したりするなど特段の事情」があれば、相当因果関係の存在が肯定されるという表現になる。

判例よれば、第三者と不貞行為に及び同棲するに至った親の自由意思が介在

62) 最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「民集」。また、母が不貞行為等をしたことを受けてその未成年の子が不貞行為の相手方に対して損害賠償を請求した事案で同旨を説く判例として、最判昭和54年3月30日・前掲注(7)「判時」。

していることを理由に相当因果関係の存在が否定されるというのが原則である以上、ここでは、当該第三者が害意をもって当該親の子に対する監護等を積極的に阻止したり家族共同生活の平和を積極的に害したりするなどの特段の事情がある場合には、親の自由意思の介在が認められないため、当該第三者の行為と子の権利または法律上保護される利益の侵害との間の相当因果関係も肯定されるという論理が基礎に据えられていると考えられる。このような理解によると、相当因果関係が認められる場面を、第三者が害意をもって当該親の子に対する監護を積極的に阻止したり家族共同生活の平和を積極的に害したりする場合に限定する必然性は、全く存在しない。むしろ、第三者と不貞行為に及び同棲するに至った親の自由な意思による決定が制約されていたと評価することができるような事情があれば、相当因果関係の存在を肯定するというのが論理的である。従って、判例がいう「その女性（または男性）が害意をもって父親（または母親）の子に対する監護等を積極的に阻止する」場合は、単に相当因果関係の存在が認められる一つの場面を例示的に示したものとして捉えられなければならない。

本稿で検討の対象とする問題のように、親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害が問題になる場面との関連でいうと、例えば、第三者が積極的に誘惑的な挙措を用いて当該親の無知や経験不足に乗じた場合のみならず⁶³⁾、第三者が家庭を棄てて家族生活を破壊するという親の行為を誘発した場合や⁶⁴⁾、第三者が当該親と子との間の親密な関係を認識しながら後戻りすることができない程度に当該親との共同生活を準備し実行させた場合等であっても、当該親による自由な意思は制約されているため、この第三者の責任原因行為と上記権利または法律上保護される利益の侵害との間の相当因果関係は肯定されうる。

63) 津田・前掲注(57)49頁。

64) 泉・前掲注(17)90頁。

4. 責任原因行為と成年に達した子に認められる権利または法律上保護される利益の侵害との間の法的な因果関係の存在

Iでの検討によれば、成年に達した子には、一定の範囲という限定は付くものの、父または母との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害が認められた。そして、1および2での検討によれば、父または母と親しい関係を持ち同棲するに至った第三者の責任原因行為と上記の権利または法律上保護される利益の侵害との間には、原則的な理解として、相当因果関係が認められうる。また、仮に判例の判断枠組みをそのまま前提とするにしても、この第三者が当該子とその父または母との間の親密な関係を認識しながら計画的に父または母との共同生活を準備し実行させたとすれば、やはり、相当因果関係が認められうる。

裁判例③は、IIで検討の対象とした判例を参照しつつ、成年に達した子の家庭生活利益が法律上保護される利益であり、それが侵害されたと解するとしても、「母親が、その成人の子に対して愛情を注ぎ、家庭生活利益を享受させることは、他の男性と同棲するかどうかにかかわらず、母親自らの意思によって行うことができるから、その男性の行為との間に相当因果関係があるというためには、その男性が害意をもって母親の子に対する上記利益の享受等を積極的に阻止するなどの特段の事情が必要である」との一般論を述べたうえで（以下「㉑」とする。）、本件において、YがXの母Aに対し有形力行使して拘束するなど、AのXに対する家庭生活利益の享受等を積極的に阻止する行為をしたことを認める証拠はないこと（以下「㉒」とする。）、Aが自宅を出た翌日にBらと話合いの場を設けていたことなどからすると、Aが自らの判断でYとの同棲を継続していることが窺われること（以下「㉓」とする。）、仮にYがAとの間で不貞関係を継続し自らアパートを契約して計画的にAとの同居を開始しているという事実が存在するとしても、Aが自らの意思によってXに愛情を注ぎ家庭生活利益を享受させることを行いえなくなるわけではないこと（以下「㉔」とする。）を挙げて、上記の特段の事情は存在しないとし

ている。これまでの検討によれば、この裁判例が第三者の責任原因行為と成年に達した子の権利または法律上保護される利益の侵害との間の因果関係について示した理解の仕方に対しては、以下の問題を指摘することができる。

まず、1および2での検討によれば、少なくとも、裁判例③がいう家庭的な生活利益、本稿がいう父または母との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害が問題になる場合には、Ⅱで検討の対象とした判例の判断枠組みに基づいて相当因果関係の有無を判断すべきではないにもかかわらず、裁判例③は、㊦の部分で、本稿で検討の対象とするケースにおいても判例の判断枠組みがそのまま妥当することを当然の前提として、問題を特段の事情の有無に矮小化しまっている。伝統的な相当因果関係説を基礎とした評価をする限り、(子としての身分またはそこから生ずる権利や利益の侵害に関してであればともかく) 上記の意味での権利または利益の侵害に関しては、その侵害は親の一方と不貞行為に及ぶなどした第三者の責任原因行為により生じたと評価することが適切である。

次に、仮に判例の判断枠組みを前提とするにしても、相当因果関係が認められるべき特段の事情の評価について、いくつかの問題を指摘することができる。④の部分は、当該事案が特段の事情が認められるべき一つの例示的な場面に当たらないことを示すものにすぎず、相当因果関係の不存在という結論を導くための決定打とはならないこと、㊦の部分について、話し合いが存在したという一事をもって、Aの自由な意思による決定があったと速断することはできないこと、そして、㊦の部分では、子としての身分に由来する権利や利益と裁判例③がいう家庭的な生活利益との違いが適切に認識されておらず、後者の侵害が問題になる場面では、前者の侵害が問題になる場面とは異なり、父または母との親密な共同生活の解消と子による家庭的な生活利益の享受との間には基本的に両立可能性がないにもかかわらず、そうした両立が可能であるという前提に立っていること、その結果、X側によって主張されている出来事がAの自由な意思による決定の制約を基礎付ける事実であるかどうかを全く確認していないことな

どが、それである。

おわりに

成年に達した子は、その親の一方が婚姻またはパートナーの関係にある他方以外の第三者と親密な関係を築き同棲するなどした場合において、それ以前にその親と親密な関係をともに過ごすなどして、その親との間で自己の人格の実現および発展に必要不可欠な関係を築いていたときには、その親との親密な関わりの中で自己の人格を形成したり発展させたりすることで自己実現を図るという意味での人格権およびその関係が平穩に維持されることについての人格的利益の侵害を理由に、当該第三者に対して損害賠償を請求することができる。これが、本稿で検討の対象とした問題への一つの解答である。そして、こうした考え方は、『民事責任法と家族』の中で「家族に関わる保護」との関連において示した方向性、すなわち、「家族に関わる保護」が問題となる場面では、家族から切り離された個人としての人格や感情の保護を図る規律が要請される場面を除き、家族との関わりの中で生きる個人の人格を基礎に据えて、「家族に関わる保護」についての具体的な解決や解釈論を構築すべきであるという理解の仕方を⁶⁵⁾、本稿で検討の対象とする問題に即して具体化したものにほかならない。

【付記】

大塚章男先生に哀悼の意を込めて本稿を捧げる。筆者が大塚先生と初めてお会いしたのは、筑波大学法科大学院に着任する前の2014年5月頃に大塚先生の研究室でのことであった。それ以降、大塚先生からは、多くの面でご指導およびご教示を賜った。特に、大塚先生の研究室で、学生達が法曹実務家として備えるべき素養を身に着けるためには法科大学院としてどのような教育をすることが求められるかについて、議論をさせていただいたことは、つい昨日のこ

65) 拙稿・前掲注(1)113頁以下。

とであるかのように鮮明な記憶として、筆者の胸に刻まれている。大塚先生のご訃報は、今でも信じられない思いであるが、今後は、法曹を目指す学生達に、大塚先生からの教えを伝えていきたいと思う。なお、本稿は、科学研究費補助金・基盤研究C「現代における「人の法」の構想」（課題番号20K01388）の研究成果の一部である。

（しらいし・ともゆき 千葉大学大学院社会科学研究院教授）